

# 指数（保育の利用基準）についてよくある質問

## 保育要件：外勤（内定含む）

問 1 就労の時間には、通勤時間を含むのですか？

答 1 通勤時間は含みません。

問 2 休憩時間は就労時間に含まれますか？

答 2 休憩時間も就労時間に含みます。

問 3 外勤を週3日、自営業を週2日の就労状況ですが、この場合は、週の日数、勤務時間数は合算してもらえますか？

また、利用基準の類型は居宅外労働と居宅内労働のどちらになりますか？

問 3 保育の利用基準の細目が同じ（外勤・居宅外自営・居宅内自営・就学）場合は、日数及び勤務時間数を合算し利用基準指数を決めています。入園申し込みをされる際、必ずそれぞれの就労証明書と自営業の客観的資料をご提出ください。ご提出のない場合は合算することはできません。

利用基準の類型は週の時間数（※日数ではありません）の多い方を、主たる要件として決めています。ご提出いただいた就労証明書を確認し、それぞれの勤務時間数の合計で時間数の長い方を主たる要件とします。

問 4 勤務実績をもとに指数を算出すると聞きました。アルバイトやパートなどの時間給の場合、契約時間を超えて働いた場合はその日数・時間で利用基準指数をつけてもらえるのですか？

答 4 アルバイトやパートの方に多い時間給や日給については、勤務日数・時間数から利用基準指数を算出しますが、契約時間を超えた勤務実績が算出されても、一時的な就労実績と判断させていただきますので、契約時間を超えた利用基準指数をつけることは原則としてできません。勤務実績に基づき雇用契約が見直された場合は、改めて就労証明書をご提出いただくことで利用調整基準指数を見直します。

問 5 令和6年4月入園申込みを、令和5年11月中旬に行う予定です。採用日が令和5年11月1日の場合、就労証明書の最近6か月の勤務日数及び時間数の記載がされないのですが、利用基準指数はどのように算出されるのですか？

答 5 申込締切日までに就労の実績が1ヶ月未満の場合でも就労証明書の提出があった場合には、就労開始した日から申込締切日までの実績に基づき就労として指数をつけます。入園担当から勤務先へ実績確認の連絡が入ることをあらかじめご了承ください。

なお、個人情報の観点から勤務先が電話での実績確認にご対応いただけない場合には、就労証明書の再提出を保護者の方にご依頼いたします。

## 保育要件：自営業（予定含む）

問 6 就労の時間には、通勤時間を含むのですか？

答 6 通勤時間は含みません。

問 7 休憩時間も勤務時間に含まれますか？

答 7 就労時間には1時間以内の休憩を含みます。

問 8 自営業（居宅外）を営んでいます。一日の就労時間の中で、取引先や店舗視察等で移動することが多いのですが、移動時間は就労時間に含まれますか？

答 8 移動時間が勤務に付随するものと確認することができる場合に限り、勤務時間を含めています。

就労形態が不規則勤務にあたる方は、「就労証明書」に併せて、「スケジュール表（直近3ヶ月分）」を提出ください。スケジュール表（裏面）に一日の流れを移動時間含め分かりやすく記載ください。（表面と裏面の記入ずれにご注意ください。）

スケジュール表を確認する中で、不明な点については電話にて確認させていただくことができますのでご承知おきください。

問 9 外勤を週3日、自営業を週2日の就労状況ですが、この場合は、週の日数、勤務時間数は合算してもらえますか？

問 9 保育の利用基準の細目が同じ場合は、日数及び勤務時間数を合算し利用基準指数を決めています。入園申し込みをされる際、必ずそれぞれの「就労証明書」と「客観的資料」、「スケジュール表（直近3ヶ月分）」をご提出ください。ご提出のない場合は合算することはできません。

## 保育要件：疾病

問10 保護者が入院することになったので保育園の申し込みを行うのですが、提出する書類は、診断書でなければなりませんか？

答10 疾病要件での入園申し込みには原則診断書の提出が必要となります。

ただし、入院による申し込みについて、申込締切日までに診断書が用意できない場合は、例外として入院期間等が詳細に記載されている入院計画書の提出をもって入園選考を行います。

問11 疾病要件で申し込みを行う際の診断書にはどのような記載が必要になりますか？

答11 「医師の診断書」には保護者の病名、症状にあわせて、保育できないことの明記が必要になります。

## 保育要件：就学（予定含む）

問12 就学の時間には、通勤・通学の時間を含むのですか？

答12 通学時間は含みません。

問13 大学院の研究室で研究をしています。カリキュラムが存在しない場合はどのような書類を提出すればいいですか？

答13 カリキュラムが存在しない場合は、研究室長（管理者）による在籍証明、就学状況申告書、スケジュール表を提出ください。

問14 通信制の大学に登録し、授業を受講しています。就学要件で入園申込みを行う場合どのような書類が必要ですか？

答14 就労状況申告書・学生証（在学証明書など）に併せて日常の学習内容が確認できる資料としてカリキュラム（スケジュール表）を提出してください。

## 保育要件：求職

問15 ハローワークや自治体の就労支援サービスではなく、新聞や雑誌、ホームページの求人情報の閲覧など、自宅で仕事を探す場合も、求職活動として認められますか？

答15 求職活動の内容としては、客観的に求職活動であると確認でき、かつ、活動中に保護者本人による保育が困難であると考えられる内容であることが必要です。このため、自宅における新聞、ホームページでの求人情報の閲覧は求職活動に含めることができません。